

先行自治体の公契約（公共調達）についての条例の概要

■川崎市契約条例の一部改正（H23.2 一部改正説明会の資料より）

2 条例改正の目的と内容

（１）改正の目的

今回の条例の改正目的は、市及び市の契約の相手方等の責務を規定するとともに、契約に関する基本方針を定め、それに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することです。

（２）改正の内容

目的の達成のために、条例に新たに次の規定を設けます。

※なお、現行の規定については、内容に変更はなく、そのまま条例に規定します。

ア 市及び市の契約の相手方等の責務規定

（ア）市の責務

契約に関する基本方針を定め、それに基づき施策を実施すること。

（イ）市の契約の相手方等の責務

市の契約の相手方等は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任が生ずることを自覚し、契約に関する施策への協力、契約の適正な履行を通じ、市民の福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。

イ 契約に関する基本方針の規定

（ア）契約の透明性を確保するとともに、公正な競争を促進し、談合等の不正行為の排除を徹底すること。

（イ）契約により地球環境の保全その他の市の重要な政策を推進すること。

（ウ）市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。

（エ）価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とすること。

（オ）契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

ウ 特定工事請負契約・特定業務委託契約の規定

いわゆる「公契約」に関する規定を新設します。一般的に、公共事業に従事する労働者の賃金等について、その条例等で定める最低額以上の支払義務を契約の相手方に定める契約のことを、「公契約」と呼んでいます。条例では、これを特定工事請負契約・特定業務委託契約と規定しています。

■高知市公共調達基本条例について（市ウェブページより）

高知市が発注する工事，役務，物件等の調達において，競争性，公平性，公正性及び透明性を高め，調達するものの品質，価格及び履行の適正を確保するとともに，社会的価値の実現及び向上に配慮し，もって市民の福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした「高知市公共調達基本条例」が，平成 23 年 12 月 27 日第 430 回高知市議会定例会において可決され，平成 24 年 4 月 1 日付で施行されます。

◇ 本条例では，公共調達の基本理念を次のとおり定めています。

- 1 その過程全般において，事業者間の公正な競争が促進されるものであること。
- 2 その過程全般において，公平性及び公正性を貫き，透明性が確保されるものであること。
- 3 公共調達により調達するものの品質，価格及び履行の適正が確保されるものであること。
- 4 社会的価値の実現及び向上並びに地域経済の健全な発展に配慮されるものであること。

◇ また，これらの理念を実現するために，市の責務，事業者等の責務，市民等の責務などを定めており，「事業者等の責務」を，次のとおり定めています。

- 1 事業者等は，公共調達の過程全般において，常に社会的な責任を自覚し，当該成果品及びサービスの質の向上，社会的価値の実現及び向上，市民の福祉の向上，地域経済の健全な発展等に努めなければならない。
- 2 事業者等は，自らが雇用し専ら公共調達に従事する者に対し，その職務，業務，責任の度合い，経験年数等を考慮し，適正な賃金を支払わなければならない。
- 3 事業者等は，その下請負者に対し，適正な請負代金を支払わなければならない。